

最高裁秘書第2494号

平成28年7月22日

林弘法律事務所

弁護士 山 中 理 司 様

情報公開・個人情報保護審査委員会

委員長 高 橋 滋

理由説明書の写しについて（送付）

下記の質問について、最高裁判所から当委員会に提出された理由説明書の写しを
別添のとおり送付します。

記

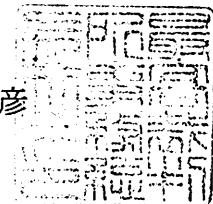
質問番号 平成28年度（最情）質問第13号

（担当）秘書課文書開示第一係 電話03-3264-8330（直通）

平成 28 年 7 月 22 日

情報公開・個人情報保護審査委員会 御中

最高裁判所事務総長 今崎幸彦



理由説明書

下記 1 の諮問について、下記 2 のとおり理由を説明します。

記

1 諒問日等

(1) 諒問日

平成 28 年 7 月 22 日

(2) 諒問の要旨

苦情申出人は、最高裁判所がした不開示の判断に対し、本件文書が本当に存在しないかどうか不明であるから、改めて確かめてもらいたい旨主張しているが、当該判断は相当であると考える。

2 理由

(1) 開示申出の内容

新 65 期から 68 期までの、期ごとの以下の文書

ア 年度ごとに、住所等届出書の提出状況が分かる文書

イ 年度ごとに、住所等届出書の提出を怠った結果、期限の利益を喪失した人の数が分かる文書

ウ 年度ごとに、変更事項届出書の提出状況が分かる文書

エ 年度ごとに、繰上返還申請をした人の数が分かる文書

オ 年度ごとに、返還期限の猶予を受けた人の数が分かる文書

カ 年度ごとに、返還免除を受けた人の数が分かる文書

キ 年度ごとに、修習資金貸与金の回収状況が分かる文書

(2) 原判断機関としての最高裁判所の判断内容

最高裁判所は、(1)の開示の申出に対し、平成28年6月17日付けで不開示の判断（以下「原判断」という。）を行った。

(3) 最高裁判所の考え方及びその理由

ア (1)のアについて

住所等届出書は、修習資金貸与要綱（以下「要綱」という。）第31条により、修習資金貸与金全額の返還を終えるまで毎年4月30日を期限として、その年の4月1日における住所及び職業を最高裁判所に届け出るものであり、返還が始まった際、被貸与者あてに確実に納入告知書を送付するために必要な情報を記載したものである。そこで、その提出を促すため、期限までに提出しない者に対して、督促を行っているが、この督促を行うために、その時点での未提出者の情報のみを把握すれば足り、年度ごと、期ごとに住所等届出書の提出状況を把握する必要はないから、申出に係る文書は作成又は取得していない。

イ (1)のイについて

住所等届出書の提出を相当期間怠ったときは、要綱第21条第2項第1号、司法修習生の修習資金の貸与等に関する規則（以下「規則」という。）第8条第1項の規定により期限の利益を喪失し、返還未済額の全部を返還しなければならないこととなるが、期限の利益の喪失から未返還額の請求までの手続は、該当する被貸与者ごとに個別に行うものであり、年度ごと、期ごとに期限の利益を喪失した人数を把握する必要はないから、申出に係る文書は作成又は取得していない。

ウ (1)のウについて

変更事項届出書は、住所の変更等、要綱第30条第1項第1号又は第2号に定める事由が生じた場合に最高裁判所に届け出るものである。この変更事

項届出書は、被貸与者の届出事項に変更が生じない限り、提出する必要はなく、また、同届出書が提出された場合には、個別に当該被貸与者の情報を変更し管理すれば足り、年度ごと、期ごとに変更事項届出書の提出状況を把握する必要はないから、申出に係る文書は作成又は取得していない。

エ (1)のエについて

繰上返還は、規則第7条ただし書きにより、年賦金の返還期限前に修習資金の返還を行うことができる制度であり、被貸与者から、繰上返還申請書が提出された場合、返還期限や返還額を当初の予定から変更するなどの処理を行い、繰上返還分の納入告知書を送付するものである。これらの事務処理は、申請者ごとに個別に行うものである。年賦金の返還開始までは、繰上返還の申請に基づいた返還のみであるため、収納済等一覧表（法定帳簿）で月別に収納された人数を数えることは可能であるが、年度ごと、期ごとに整理されたものではないことから、申出に係る文書には該当しない。

オ (1)のオについて

返還期限の猶予は、裁判所法（以下「法」という。）第67条の2第3項に規定され、被貸与者からの申請に基づき、猶予が認められれば一定期間修習資金の返還が猶予されるが、猶予申請があった場合、申請者ごとに個別に事務処理を進めるものであり、年度ごと、期ごとに申請者の人数を把握した上で事務処理を進める必要がないから、申出に係る文書は作成又は取得していない。

カ (1)のカについて

返還免除は、法第67条の2第4項に規定され、被貸与者等からの申請に基づき、免除が認められれば修習資金の返還が免除されるが、免除申請があった場合、申請者ごとに個別に事務処理を進めるものであり、年度ごと、期ごとに申請者の人数を把握した上で事務処理を進める必要がないから、申出に係る文書は作成又は取得していない。

キ (1)のキについて

修習資金の年賦金の返還は、平成30年から65期の年賦金の返還が開始されることから、現在は繰上返還を申請した者からの返還のみとなっている。繰上返還された金額の総額については、徴収簿総括表（法定帳簿）に年度末現在の記載はあるが、期ごとに整理されたものではないことから、申出に係る文書には該当しない。

ク 以上のとおり、本件開示申出に係る文書はいずれも作成又は取得していないから、本件開示申出に係る文書について不開示とした原判断は相当である。